

この場合の書類とは、本人の申立書及び学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明書であること。

才 受給資格者が養育者である場合には、支給対象児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本並びに受給資格者が支給対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類

この場合の書類とは、本人の申立書及び民生委員、児童委員等の証明書であること。

(3) 認定請求書には、所得の状況を記載することとなっているので第一児童扶養手当関係書類の1の(3)の例に準じて審査すること。

(4) その他第一児童扶養手当関係書類の1の(4)、(5)及び(6)の例に準じて審査を行うこと。

2 所得の状況に関する実質的審査

第一児童扶養手当関係書類の2の所得の状況に関する実質的審査の例に準じて審査を行うものとする。

3 手当額改定請求書に関する審査

規則第二条の規定により市町村に特別児童扶養手当額改定請求書が提出された場合には、前記1の認定請求書の審査の例に準じて審査を行うものとする。

この場合特別児童扶養手当改定請求書には、次の書類等が添付されているかどうかを審査すること。

(1) 新たに手当を受ける対象となる障害児があるに至った場合

ア 新たに手当を受ける対象となる障害児の戸籍の謄本又は抄本及びその障害児の属する世帯全員の住民票の写し

なお、一通の謄本又は抄本でほかのことも明らかにわかるときは、全部について同じ謄本又は抄本を添付する必要はないこと。

イ 前記1の(2)のイに掲げる書類等

ウ 前記1の(2)のウ、エ、又はオに掲げる場合に該当するとき、は、それぞれウ、エ、又はオに掲げる書類等

(2) 支給対象障害児の障害の程度が増進した場合前記1の(2)のイに掲げる書類等

4 定時の所得状況届の審査

規則第四条の規定により、市町村に所得状況届が提出された場合には前記1の(3)及び2の所得の状況に関する審査の例に準じて審査を行うものとする。

○児童扶養手当法の施行と関係機関の協力について

昭和三十七年一月二十四日 児発第四三三号
各都道府県知事宛 厚生省児童局長通知

本年一月から児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）が施行されることとなったが、同法による児童扶養手当の支給は、本年四月一日以降は受給資格者の請求に基づいて、その請求のあつた日の翌月から支給されることになっている。これらの手当は低所得者とか身体障害者等周知方の困難な世帯を対象としているので、受給資格者が本年三月末日までに洩れなく請求することができるよう同法の施行と周知方に関し福祉事務所、民生委員、児童委員その他の関係機関の協力について十分御配慮ありたい。

なお、児童扶養手当認定請求書に添付しなければならない事実を明らかにすることができる書類で、これらの機関によつて証明するものについては次によつて行なうのでよろしく御配慮願いたい。

(1) 母以外の者が児童を養育している場合、その事実を明らかにすることができる書類とは、民生委員、児童委員の証明によるものとする。

(2) 父が児童を引き続き一年以上遺棄している場合、その事実を明らかにすることができる書類とは、請求書の申立書に基づく福祉事務所
の証明によるものとする。

なお、この場合、山間へき地、離島等で福祉事務所の証明を受け

ることが著しく困難な場合はこれに代る特例を設けても差し支えないこと。